



国労西日本

国労西日本本部

NO.207

発行責任者 田中 守
編集責任者 羽柴 二郎

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に

安全・安心のために労働条件の改善を！

労働協約改訂交渉

これが我々の要求だ！

労働協約労使関係部分

の改正について

1. 第1条（協約の目的）全文を、「この協約は、安全を基盤として企業の健全な発展ならびに組合員の労働条件の維持改善及び地位の向上を図ることを目的とする。」に改めること。

2. 第3条（非組合員の範囲）第1号にある管理職社員（参与、参事、参事補及び主事の者）等以外の非組合員の範囲は、以下のとおり
「（2）前号の他・会社が指定する者」とあるのを「（2）別に協議して定めた者」に改めること。
とりわけ、「人事関係」に係わる者については非組合員とすること。

3. 第6条（勤務時間中の組合活動）について

(1) 本条に以下の条文追加すること。
「なお、第1号（協議会委員等）及び第2号（交渉委員等）は子会社において開催される経営協議会

及び団体交渉も含む。」
(2) 第5号を次に改めること。

(5) 組合が主催する次の会合に出席する場合。

① 本部、地方本部及び地区本部の大会、委員会

② 地方本部、地区本部及び支部の代表者が出席する各会議

③ 全国大会及び中央委員会
④ 第6号を次に改めること。

(3) 本部、地方本部及び地区本部の執行委員会」とし、「ただし、月1回1日に限る」を削除し、「組合が申し出た場合」に改めること。

4. 第9条（専従者の選任）については、全文を削除し

「第9条組合の専従者数については協議して決める。」

2. 組合が専従者を選任したときは、会社はこれを認める。

3. 専従及び専従解除については、組合が会社に届け出る。」とすること。

5. 第15条（一時的使用）第1項

「組合は、会社の施設、什器等を一時的に使用する場合は、会社に申し出、その許可を得なければならぬ。」とあるのを「・・・一時的に使用する場合は、会社に申し出る。」に改めること。

6. 第16条（掲示）第1項「組合は、会社の許可を得た場合には指定された場所において組合活動に必要な宣伝・報道・告知を行うことができる」を「組合が会社に申し出た場合には指定された掲示場所において、組合活動に必要な宣伝・報道・告知を行うことができる」に改めること。第2項は削除すること。

7. 第17条（掲示内容）1項「掲示類は、組合活動の運営に必要なものとする。また、掲示類は、会社の信用を傷つけ、政治活動を目的とし、個人を誹謗し、事実を反し、または職場規律を乱すものであつてはならない。」とあるのを「掲示類は、組合活動の運営に必要なものとする。個人を誹謗し、事実を反するものであつてはならない。」に改めること。

8. 第18条（違反の措置）の項を削除し、以降を繰り上げること。

9. 第19条（目的）を「会社及び

組合は、安全を基盤として企業の健全な発展ならびに組合員の労働条件の維持改善及び地位の向上を図ることを目的として、相互の意思疎通を図るため経営協議会を設ける」に改めること。

10. 第27条（経営協議会議題）の条文中、「なお労働条件に関する事項は団体交渉の場において交渉する」と付加するほか、第3号「業務の合理化ならびに能率の向上に関する事項」とあるのを「会社の運営に関する事項」に改めること。

議題(5) 事故防止に関する事項に、「労使安全会議を中央・地方で開催する」を付加すること。

11. 第32条（団体交渉の設置単位）について、「地方における団体交渉は、本社及び地方機関において行なう」とあるのを「本社・支社の地方機関・付属機関及び各現業機関」に改めること。

12. 第39条（団体交渉事項）については、1号から4号にある「・・・の基準に関する事項」の文言中「の基準」を削除し、「・・・に関する事項」とし、「安全全般に関する事項」を追加すること。

13. 第46条（あつせん、調停及び仲裁）2項については、「・・・解決できなかった場合には、会社と組合は合意のうえ、労働委員会の仲裁に付することができる。」とあるのを「・・・解決できなかった場合、会社と組合の双方又は一方から労働委員会の仲裁に付するこ

とができる。」に改めること。

14. 第47条（平和条項）の、「また、前条に定める手続きが進行中である時には、それが完了するまでは、争議行為を行わない。」の文言を削除すること。

15. 第48条（争議の予告）については、「・・・また、争議行為の目的、形態、規模、日時、期間及び場所等の具体的かつ詳細な内容をその72時間前までに文章を持って会社に通知する。」の部分で「会社に通知する。」に改めること。

16. 第49条（争議行為に伴う遵守事項）については、(2)号中の「・・・」
なお、2つ以上の旅客会社にまたがって運行される列車については、紛争当事会社以外の会社において列車の運行に支障を出さないような措置がとられるまで、争議行為の対象としない。」の部分削除すること。

17. 第50条（争議行為中の会社施設、構内の立ち入り及び物品の使用）については、全文削除し、「組合は争議行為中の施設等を使用する場合には会社に通知する。」
(1) 会社の設備
(2) その他物品等・・・」に改めること。

18. 第53条（非常事態への対応）については、「会社は・・・必要な組合員をその事態収拾に必要な業務に直ちに従事させることができる。」の部分で「直ちに双方協

議し、混乱のないようにする。」に改めること。

19. 第65条(審議)の2項について、以下のように改めること。

2. 「審議にあたっては、当事者のほか、参考人の出席を求め、報告を徴するほか、関係書類の提出を求めることができる。」

20. 第66条(地方会議の処理)の2項を削除すること。

21. 第66条の次に次の条文を挿入し以下繰り下げること。

「第〇〇条(再審議申立及び再審議) 組合員は、地方会議の処理を受け、その審議内容が事実と反している場合のみ、再審議申立ができる。」

2. 再審議申立について、地方会議は再度事実審査をおこなう。
3. 処理と違う事実等が判明した場合、地方会議は当事者及び参考人の出席を求め、再審議をおこなう。」

22. 第67条1項の「各側委員の意見が一致したときは」を「各側委員の意見が一致したとき又は一方から」に改めること。

23. 第80条(簡易苦情処理の範囲)に「勤務地を移動する担務」を挿入すること。

24. 第6章第2節簡易苦情処理会議の定めに次の条文を挿入すること。
「第〇条(会議の合同) 申告のあった苦情内容が2以上の設置単位にまたがる場合、関係する

会議は合同して開催しなければならない。

2. 前項の会議の判定及び決定は、関係するそれぞれの会議の判定及び決定とする。」

25. その他

(1) 事故の再発防止、体質改善及び「安全基本計画」を遂行するうえで、支社等・地方本部間に「労使安全会議」を設置すること。また、協議内容について、公開とするこ

以上

労働協約労働条件部分の改正について

I. 勤務改善等に関する要求

1. 「労働時間短縮に関する協定の一部改定に関する協定(平成12年10月26日)を以下のとおり改定すること。

(1) 第2項勤務等の指定及び変更等3号アについても「①基本的な取扱い」とすること。

(2) 第2項勤務等の指定及び変更等3号「①基本的な取扱い」の(オ)～(コ)までを削除し、

その際の取扱いをより「例外的」取扱いとして、より限定的な取扱いに中身を圧縮すること。

(3) 3号「②その他の取扱い」について、削除すること。

(4) 3号ウについて「速やかに関係組合員の同意を得る」に改めること。

(5) 4号については削除すること。

2. 前項の協定によってやむを得ず勤務変更した場合であって、所定労働時間を超えた部分について割増賃金を支払うこと。

3. 工務関係の夜間作業については一カ月に最高限度を6回とし、連続二夜は行わないこと。

4. 1暦日の勤務指定は9型までとする。また、13型以上の勤務を指定する場合の翌日は非番とする。

5. 工務関係職場の夜間作業に伴う労働時間について、深夜時間帯を含む場合、労働時間の最高を14時間とし、この労働時間を15C勤務とみなすこと。また、深夜時間帯における労働時間は5時間以内とする。

6. 始・終業時刻は、深夜帯に設けないこと。
7. 特休・公休は2カ月前に発表すること。

8. 「労働時間等見直しガイドライン」(平成20年厚生労働省告示第108号)に沿って労働時間の短縮を図ること。また、「労働時間等改善実施計画」を策定し、一週平均35時間、一日7時間とし、「国民の祝日に関する法律「改正」」に伴い休日の増加、リフレッシュ休暇を新設すること。また、労使間で「労働時間等改善委員会」を事業所単位で設置すること。

9. 36条協定を以下のとおり変更すること。

(1) 36条協定の締結単位を事業所単位とすること。

(2) 時間外労働は、その日の所定勤務に連続した時間とすること。

(3) 時間外労働に勤務させる場合、本人同意を得ること。

(4) 時間外労働については1日に ついて4時間、1カ月20時間、年間200時間を超えないこと。また、特別休日を含む休日の労働は1カ月に一回を限度とし、その労働時間は7時間を超えないこと。

10. 更衣時間を労働時間とすること。

11. 勤務箇所を離れて勤務する場合、往路及び復路は労働時間とする。また、地上職の訓練・教育等については、一日の変形7D勤務とする。

12. 夜間作業時の自動車の運転に対する「いねむり運転」防止対策を講ずること。

13. 石綿健康診断等に係わる検査及び治療及び定期健康診断については、すべて労働時間として取り扱うこと。また、費用についても会社負担とすること。

14. 二暦日にまたがる勤務についての年休時季指定は、「二暦日単位」とすること。

15. 社員が第三者により加害を受けた場合、第三者加害者を新設すること。また、第三者加害対策を引き続き講ずること。

16. 保存休暇の使用範囲の拡大、使用制限等の改善を図ること。

17. 半休制度について、半休付与条件の各年度を20回以内(10日)とすること。

18. 半休の付与対象者は「育児休業等の取り扱いに関する協定」II休職以外の取り扱い」第3項に定める短時間勤務制度の適用者を除く社員」に改め、乗務員も対象とすること。

19. 「仕事と家庭の両立支援」を促進する上で、「託児所の設置」

**安全・安心な鉄道のために
必要な要員の配置、労働条件の改善、
保安装置の整備**

「休職期間の延長」「取得要件の緩和」を図り、育児・介護休職が取得できる環境及び啓蒙を行うこと。

① 育児休職以外の取扱い（時間外労働・深夜勤務制限）を小学校3年生の年度末までの子とすること。

② 短日数勤務制度・短日数指定日を会社が指定する日を「本人が申し出た日」とし、短日数適用日とすること。

③ 介護休職について、取得要件の緩和（要介護状態）及び申し出から休職開始日の短縮を図ること。

20. グループ会社からのいわゆる「逆出向社員」や教育・技術習得を前提として転勤した社員は、所
要員としてカウントしないこと。

21. 通勤手当における「併行した交通機関又は自動車等の利用の特認の取扱い」について、見直しを図ること。

22. 業務に関連する実務能力認定試験等（進級・昇進含む）を受験する場合、労働時間として取り扱うこと。

23. 適性検査については不適となった場合、本人の希望する職種への異動を行なうこと。また、本人希望により再受験可能とすること。

24. 勤務改善を行うことはもとより、「安定・安全輸送の確保」及び展望ある技術継承のため、要員確保及び拡充を行い、教育の見直しを行うこと。

II. 広域出向等に関する要求

1. 「広域出向等に関する協定」を

以下のとおり改正すること。
(1) 出向の人選にあたっては、公募を原則とし本人の同意を得ること。

(2) 出向については、計画及び必要性等協議事項とすること。
2. 出向期間終了にあたって、本人の意向どおり行うこと。

III. 転勤の基準は

以下のとおりとすること。

1. 転勤にあたっては、個人面談時の本人の意向を尊重すること。

2. 他系統、他職種への配属は公募性とし、本人の同意を得ること。

3. 単身赴任の場合、その期間を2年以内とすること。

4. 鉄道部内については出勤箇所が変更となった場合は、全て転勤の扱いとすること。

IV. 職場環境改善に関する要求

1. 鉄道部等の安全衛生委員会の設置単位はグループ毎とすること。

そして、各設置単位に各労働組合の委員を参加させ、議事の内容（個人情報保護法関係は除く）について公表及び周知すること。また、安全衛生委員会で「職場における心の健康問題」発生原因の分析及び対策を行うこと。

2. アスベスト対策について、社員をはじめ第三者に危害が及ばない対策をし、アスベストを全てのところから除去すること。また、社員・退職者に啓蒙を行うこと。

3. 休養室及び休憩室を休養・休憩する場所にふさわしい設備とすること。

V. パワーハラスメント対策と職場の「いじめ」根絶、「メンタルヘルス」対策の要求

1. 事故等に絡む事実確認の際は録音等の記録等を取り、「可視化」すること。

2. 職場における「パワーハラスメント」をなくすこと。また、人権無視、不当な命令を根絶するため、就業規則第2節第146条に「部下に対し不法な命令及び行為を行った場合」を追加し、職場において「パワーハラスメント」がおきかないよう全社員（特に管理監督層）を対象に教育を行うこと。

また、「命令と服従」の企業体質を引き続き改善し、おかしいことはおかしい、悪いことは悪いと言える風通しの良い職場環境及び安全を最優先した規律ある作業環境をつくること。

3. 労使間で「JR西日本人権擁護委員会」（仮称）を設置すること。

そして、「目安箱」及び「イジメ110番」を設置し、この中身に
ついて検討を行うこと。

4. 労働者の救済措置について、不幸にして健康を害し、休業をした場合の労働者を救済するために、上記委員会「業務上」による起因性が明らかになった場合、その休業発生の日より有給の休暇とすること。

VI. 再雇用制度等の取扱いに関する要求

1. 年金支給開始年齢まで安心して働けるよう、社員の選択による定年年齢を順次65歳までとするこ

と。
2. 「再雇用」者を配置する職場を明確にし、本人希望を尊重し雇用場所を確保すること。

3. 運転適性及び医学適性で運転従事者が不可となった場合、本人の希望する職場（職種）へ異動させること。

4. 勤務については本人希望を尊重すること。

5. 私傷病による欠勤は90日とすること。

VII. 契約社員の待遇改善等に関する要求

1. 「契約社員から正社員」へは、希望する者を採用すること。職種については、本人希望を尊重すること。また、不採用者に対して、その理由等を本人にフィードバックすること。

2. 更新を希望する者については全員雇用を継続すること。

3. 勤務については本人希望を尊重すること。

4. 福利厚生及び年次有給休暇等については社員と同等とすること。
(養生休暇・社宅・寮・購入券等)

5. 職務乗車証を地域線以上とする
こと。

VIII. 新昇進・賃金制度に関する要求

1. 試験偏重の考え方を改め、進級試験については原則標準年数で合格する仕組みとすること。

2. 進級試験の専門科目について公正・公平を担保することから試験実施後その試験問題、模範解答、合格基準を開示すること。

3. 進級試験実施後の不合格者については、本人に対し、否の理由を明確にフィードバックすること。

4. 「昇進・賃金制度の改正に関する協定」の議事録確認に基づき、評価制度について、きめ細やかな
納得性のあるフィードバックを行なうこと。

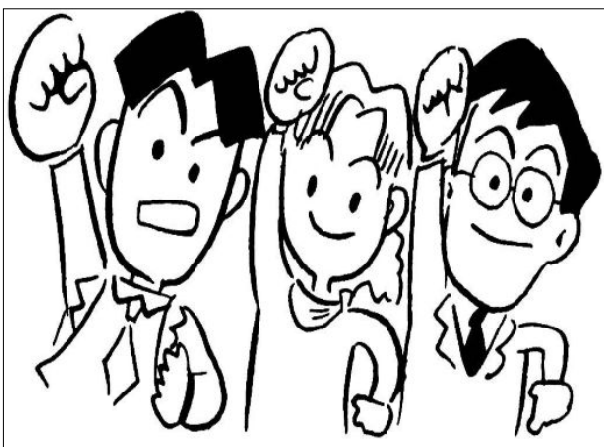
IX. 制服に関する要求

1. 制服について、貸与数及び生地等について見直しを図ること。

貸与数については、各系統の実態を踏まえて見直しを図ること。

2. 接客盛夏シャツ着用期間は、全社員ネクタイ着用とすること。

3. 長袖シャツについても半袖と同様に「ボタンダウン」とし、ネクタイ不着用条件を半袖シャツと同様とすること。



乗務員勤務制度等の改正について

1. 労働時間は休憩時間を除く始業時刻から終業時刻までとすること。また、行先地の時間のうち、折り返し準備時間を除いた時間はすべてC加給の対象時間とすること。
2. 乗務割交番作成において超勤前提としないこと。1勤務の労働時間は一日所定労働時間内で行路を作成すること。深夜帯の乗務を2時間以上含む場合は12時間とすること。
3. 勤務は交番順序表に明示された順序で作成すること。
4. 勤務については、毎月25日に翌月分を指定するとともに、翌々月分の休日を指定し、公表すること。
5. 拘束時間は、一暦日勤務8時間、二暦日は20時間を限度とし、事実上二泊三日となるような行路は設定しないこと。
6. 在宅休養時間については次のとおりとすること。
- (1) 一勤務終了後は拘束時間を上回る時間を確保すること。
- (2) 休日前の前後の時間は44時間とし、連続する場合は68時間を確保すること。また、休日の前日の退出時刻は17時までを設定することとし、次の勤務の開始については9時以降とすること。
- (3) 事故等における列車遅延の場合、次勤務までの在宅休養時間は十分に確保すること。
7. 21時以降7時以前には始業時刻を設けないこと。
8. 深夜帯に乗務となる行路の出勤時刻は、10時以降に設定すること。

9. 出勤時刻から到着点呼までの拘束時間を12時間以内、非番となる日は発点呼から退出時刻までの拘束時間を6時間以内とし、退出は午前中とすること。
10. 準備時間については、動力車乗務員は乗務前40分と乗務後30分を、列車乗務員は乗務前60分と乗務後30分を確保すること。
11. 折り返し準備時間については、動力車乗務員は乗務前30分以上と乗務後20分以上を確保し、列車乗務員は乗務の前後30分以上を確保すること。
12. 折り返し準備時間及び準備時間の積算要素を明らかにすること。
13. 準備時間及び折り返し準備時間は列車の駅発時刻からではなく、車両の入換・転線開始時刻からとすること。
14. 出区時の時間は、入換開始時刻又はホーム出区の場合は発時刻から13分前に積算し出区時間は、車種及び両数を勘案して余裕のある十分な時間を確保すること。
- また、出入区点検時間は次のとおりとすること。
- (1) EC・DCⅡ出区は20分のほか1両3分(ワンマンカーの場合は1両6分)を加算した時分とすること。入区は10分のほか1両1分を加算した時分とすること。
- なお、交直流電車(ベビコン搭載車)は10分を加算すること。
- (2) EL出区は1両につき30分、DL出区は40分、入区は1両につき10分の時分とすること。
15. 行先地の休養時間については、到着点呼から発点呼まで連続7時間

- 間を確保すること。
16. 折り返し時間は両数に応じた余裕のある時間を確保すること。
17. 食事時間は7時、12時、18時の前後に着・着60分以上を確保すること。
18. 一勤務の乗務効率は50%以下とすること。
19. 一継続連続乗務の限度は運転士・車掌共に2時間以内とすること。
20. 臨行路は本行路に組み入れないこと。やむを得ない場合は臨時作業とすること。
21. 訓練日については生活設計を配慮し、二ヶ月前に計画、公表し、希望をもとに指定すること。また、変更の場合の取り扱いは簡素化すること。
22. 訓練を時間外で行う場合は現地までの往復時間を労働時間とすること。
23. 予熱暖房は原則として行なわないこと。
24. 災害時等の勤務は次のとおりとすること。
- (1) 行先地または途中において暦日以上にわたって帰着不能となり乗務(便乗含む)しなかった場合、すべての時間を労働時間とすること。
- (2) 前泊となる場合は全時間を労働時間とすること。
- (3) やむを得ず長時間の勤務となった場合や睡眠時間が4時間以下になる場合は代替要員を確保すること。代替要員は所要員化すること。
25. 列車の運転時刻については、安全性を向上させるために、余裕時間を設けること。特急列車及び新快速は、最高速度を10km/h下

- げた運転時分で設定すること。
26. 運転適性検査の臨時クレペリン検査の間近で定期検査に合格した場合、臨時検査は省略すること。
27. 適性検査及び定期健康診断については、変形7d勤務とすること。
28. 3年毎の定期研修の知識・技能確認の可否は廃止すること。
29. 乗務員勤務制度32条を全文削除すること。
30. 運転士、車掌との列車番号知照、無線機通話試験等の時間を確保するため、折り返し準備時間に3分加えること。
31. 車発機座席データ出力のため、準備時間及び折り返し準備時間に5分を加算すること。
32. 便列車便乗で入区する場合の準備時間は、駅到着時からではなく、点呼区所への到着時刻からとすること。
33. アルコール検知で泊り乗務が不可となった場合は、二暦日不参とし、しないこと。
34. 女性乗務員の宿泊施設等を早急に全ての泊地において整備すること。
35. 客室乗務員は運転取扱業務に従事することのないようにすること。
36. 後部確認指定は廃止し、駅係員の配置及び9両以上は車掌の増乗を行うこと。
37. 携帯品については車載とすること。
38. チーム制については本来の趣旨に戻すこと。定期的に再編すること。

「がん」の保障 <<生きるためのがん保険Days(デイズ)>>		「生きる」を創る。Aflac						
保険期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢：0歳～80歳、 スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合		◆月払保険料(団体取扱) (2011年4月1日現在) 生きるためのがん保険Days(デイズ) スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円 定額タイプ 保険料払込期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新)						
初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として	100万円	35歳	45歳	55歳	65歳	
診断給付金	上皮内新生物の場合	一時金として	10万円	男性	3,656円	5,608円	9,360円	15,190円
入院したとき	入院給付金	1日につき	10,000円	女性	3,734円	5,274円	6,864円	9,048円
通院したとき	通院給付金	1日につき	10,000円	<抗がん剤治療特約>の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。				
手術したとき	手術治療給付金	1回につき	20万円	<募集代理店> アベニール株式会社 TEL：03-3437-6810 FAX：03-3437-6822 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F				
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき	20万円	<引受保険会社> アフラック 東京第三法人営業部 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95				
抗がん剤治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外)	抗がん剤治療給付金	抗がん剤治療を受けた月ごとに 1カ月 乳がん・前立腺がんのホルモン療法するとき 1カ月	10万円 (すべての保険期間を通じ 通算600万円まで) 5万円	AF007-2011-0186 4月25日				
プレミアムサポート	訪問面談サービスと専門医紹介 (このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)							
◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。								